

資金収支計算書

平成24年4月 1日から

平成25年3月31日まで

社団法人 新歯会

(単位:円)

収入の部	
科 目	金額
学生生徒納付金収入	〔 787,092,265 〕
手数料収入	〔 3,488,500 〕
寄付金収入	〔 300,000 〕
資産運用収入	〔 3,954,172 〕
事業収入	〔 794,500 〕
雑収入	〔 22,587,769 〕
借入金等収入	〔 200,000,000 〕
前受金収入	〔 562,953,433 〕
その他の収入	〔 425,019,099 〕
資金収入調整勘定	〔 △ 651,850,405 〕
前年度繰越支払資金	〔 868,237,755 〕
収入の部合計	〔 2,222,577,088 〕
支出の部	
科 目	金額
人件費支出	〔 334,177,930 〕
教育研究経費支出	〔 133,958,526 〕
管理経費支出	〔 159,781,113 〕
借入金等返済・利息支出	〔 214,520,408 〕
施設・設備関係支出	〔 16,848,044 〕
資産運用支出	〔 6,002,600 〕
その他の支出	〔 504,569,181 〕
資金支出調整勘定	〔 △ 123,701,078 〕
次年度繰越支払資金	〔 976,420,364 〕
支出の部合計	〔 2,222,577,088 〕

消費収支計算書

平成24年4月 1日から

平成25年3月31日まで

社団法人 新歯会

(単位:円)

消費収入の部	
科 目	期末残高
学生生徒納付金	[787,092,265]
手数料	[3,488,500]
寄付金	[300,000]
資産運用収入	[3,954,172]
事業収入	[794,500]
雑収入	[22,587,769]
帰属収入合計	818,217,206
基本金組入額合計	0
消費収入の部合計	[818,217,206]
消費支出の部	
人件費	[340,758,334]
教育研究経費	[1,515,849,220]
管理経費	[159,781,113]
借入金等利息	[520,408]
その他の経費	[482,986,364]
消費支出の部合計	[2,499,895,439]
当年度繰越消費収入超過額	△ 1,681,678,233
前年度繰越消費収入超過額	2,526,217,764
翌年度繰越消費収入超過額	844,539,531

財 産 目 録

平成25年3月31日現在

社団法人 新歯会

(単位:円)

科目	
I 資産額	2,023,675,105
1 基本財産	888,833,874
2 運用財産	1,134,841,231
II 負債額	979,135,574
1 固定負債	102,532,060
2 流動負債	876,603,514
III 正味財産	1,044,539,531

貸借対照表
平成25年3月31日現在

社団法人 新歯会

(単位:円)

資産の部	
科 目	期末残高
固定資産	〔 888,833,874 〕
有形固定資産	611,096,079
その他の固定資産	277,737,795
流動資産	〔 1,134,841,231 〕
資産の部合計	〔 2,023,675,105 〕
負債の部	
科 目	期末残高
固定負債	〔 102,532,060 〕
流動負債	〔 876,603,514 〕
負債の部合計	〔 979,135,574 〕
基本金の部	
科 目	期末残高
基本金	200,000,000
基本金の部合計	〔 200,000,000 〕
消費収支差額の部	
科 目	期末残高
翌年度繰越消費収入超過額	844,539,531
消費収支差額の部合計	〔 844,539,531 〕
負債・基本金及び消費収支差額の部合計	〔 2,023,675,105 〕

監査報告書

社団法人 新 歯 会
会 長 中 村 道 雄 殿

平成25年 5月 20日

社団法人 新 歯 会

監 事 竹本雅之



私は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの平成24年度における会計及び業務の監査を行いました。その概要と結果を次のとおり報告致します。

1. 監査の概要

- (1) 会計監査について、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて計算書類の正確性を検討しました。
- (2) 業務監査について、理事会及びその他の会議に出席し、又は理事会議事録等を閲覧し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類の閲覧など必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を閲覧しました。

2. 監査意見

- (1) 監査の結果、当年度の決算報告書（収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録）は、会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく表示していると認めます。
- (2) 事業報告書の内容は真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。

以 上